

イ 認知症初期集中支援チームの設置など

認知症の人とその家族に対する早期診断や早期対応を行うため、認知症の専門医療機関である認知症疾患医療センターの整備を図るとともに、看護職員、作業療法士などの専門家からなる「認知症初期集中支援チーム」が、認知症の人やその家族に対して、初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行うモデル事業を実施する。

また、身近な地域で認知症の早期診断などを担うこととなる「身近型認知症疾患医療センター」の機能（早期診断・早期支援、危機回避支援）の在り方について、認知症サポート医の活動状況なども含めた調査を行い、検証を実施する。

③ 地域での生活を支える医療・介護サービスの構築及び日常生活・家族支援の強化

ア 一般病院勤務の医療従事者向けの研修の実施

一般病院勤務の医師、看護師などの医療従事者を対象として、認知症の人や家族を支えるために必要な基本知識や、認知症の人を支えるための医療と介護の連携の重要性について習得するための研修を実施する。

イ 一般病院・介護保険施設などでの認知症対応力向上の推進

一般病院や介護保険施設などで、その職員に対して、認知症の行動・心理症状のうち対応困難な事例に関するアドバイスや研修を行う。

ウ 認知症ケアに携わる多職種協働の協働研修の実施

認知症ケアに携わる医療、介護従事者の双方が共通して理解しておくべき基礎的知識に関する研修などを多職種協働で実施する。

エ 認知症高齢者グループホームなどでの在宅生活継続支援のための相談・支援の推進

市町村の委託を受けた、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護、特別養護老人ホームの事業所などが、その知識・経験・人材などを活かして、在宅で生活する認知症の人やその家族に対して効果的な介護方法などの専門的な相談支援などを行う。

オ 認知症地域支援推進員の配置の促進

医療と介護の連携強化や、地域の実情に応じて認知症の人やその家族を支援する事業の推進役を担う「認知症地域支援推進員」を市町村などに配置する。

カ 市町村の高齢者虐待防止対応の推進

市町村での高齢者の虐待防止のためのネットワークの構築の推進や対応マニュアルの作成などを行う。

キ 市民後見人の育成とその活動への支援の充実

市民後見人の養成やその活動支援など、地域での市民後見の取組みを推進する。

ク 認知症の人の家族への支援の推進

認知症に関する知識の習得や情報交換を行う「家族教室」や、誰もが参加でき集う場である「認知症カフェ」などを活用することにより、認知症の人とその家族の支援を行う。

④ 地域ケア会議の活用推進

地域包括ケアシステムの実現に向け、医療、介護の専門家など多職種が協働してケア方針を検討し、高齢者の自立支援、認知症の人の地域支援などを推進する「地域ケア会議」の普及・定着を促進する。

Ⅱ 安定的な介護保険制度の運営

2兆5,540億円

(1) 持続可能な介護保険制度の運営

2兆4,916億円

地域包括ケアシステムの実現に向け、各保険者が作成した平成24年度からの「第5期介護保険事業計画」に基づく介護サービスの実施などに必要な経費を確保し、その円滑な実施を図る。

○ 介護給付費負担金

1兆5,706億円

各市町村における介護給付及び予防給付に要する費用の20%を負担。

(施設等給付費(※)においては、15%を負担)

※ 施設等給付費とは、都道府県知事等が指定権限を有する介護保険施設及び特定施設に係る介護給付費。

○ 調整交付金

4,375億円

全市町村における介護給付及び予防給付に要する費用の5%を負担。

(各市町村間の75歳以上の高齢者割合等に応じて調整)

○ 2号保険料国庫負担金

4,835億円

(2) 地域支援事業の着実な実施

623億円

要介護状態等となることを予防する事業を実施するとともに、地域における総合相談機能や包括的・継続的なケアマネジメント等を推進する。

Ⅲ 地域での介護基盤の整備

51億円

地域包括ケアシステムの実現に向け、高齢者が住み慣れた地域での在宅生活を継続することができるよう、定期巡回・随時対応サービス、複合型サービス事業所などを開設する際の備品購入費などの経費について財政支援を行う。

また、都市型軽費老人ホームなどの整備に必要な経費について財政支援を行うとともに、新たに高齢者の生きがい活動や地域貢献などを目的としたNPO法人などの非営利組織の活動拠点となる「地域支え合いセンター」のモデル的な整備に必要な経費についても財政支援を行う。

Ⅳ 「生涯現役社会」の実現に向けた取組みの推進【一部新規】

32億円

生涯現役社会を実現し、企業退職高齢者などが地域社会の中で役割を持って生活できるよう、一定の収入を得ながら自らの生きがいや健康づくりにも繋がり、介護予防や生活支援のモデルとなる有償ボランティア活動などの立ち上げや、老人クラブ活動への支援などを行う。

なお、有償ボランティア活動などのモデル的な活動の立ち上げの際、拠点の整備が必要な場合には、「地域支え合いセンター」として支援を行う。

V その他主要事項

86億円

- 福祉用具・介護ロボットの実用化の支援 83百万円

福祉用具や介護ロボットの実用化を支援するため、介護現場での機器の有効性の評価手法の確立、介護現場と開発現場のマッチング支援によるモニター調査の円滑な実施などを推進する。
- 介護支援専門員の資質向上 1. 1億円

要介護者等の希望や心身の状況、置かれている環境等を適切に把握し、自立生活を支援する観点から、介護支援専門員の資質向上を図るため、実務に就いた後も継続的に研修の機会を提供できるよう体系的に研修事業を行い、必要な知識・技能の習得を図る。
- 介護サービス情報の公表制度の着実な実施 2億円

介護サービスの情報公表制度が円滑かつ着実に実施されるよう、都道府県が行う調査・公表業務、調査員の専門性を活用した相談体制の充実や調査員研修などについての事業を支援する。
- 市町村介護予防強化推進事業 2. 8億円

要支援者等の高齢者の自立支援に効果的・具体的なサービスの手法を明らかにし、全国へのマニュアル提示などを行う。
- 低所得者への配慮 9億円

社会福祉法人による利用者負担軽減措置の取り組みを推進するなど、低所得者への配慮を行う。
- 次期介護報酬改定にむけた取組 3. 5億円

平成27年度の介護報酬改定に向けて社会保障審議会介護給付費分科会に設置された介護報酬改定検証・研究委員会において、平成24年度の介護報酬改定の効果の検証や「平成24年度介護報酬改定に関する審議報告」において検討が必要とされた事項に関する実態調査などを実施する。

VI 東日本大震災からの復興への支援（復興庁計上）

99億円

○ 介護施設・事業所などの災害復旧に対する支援 31億円

東日本大震災で被災した介護施設などのうち、各自治体の復興計画で、平成25年度に復旧が予定されている施設などの復旧に必要な経費について、財政支援を行う。

○ 介護などのサポート拠点に対する支援 23億円

応急仮設住宅などに入居する高齢者などの日常生活を支えるため、総合相談支援や地域交流などの機能を有する「サポート拠点」の運営などに必要な経費について、引き続き財政支援を行う。

○ 警戒区域などでの介護保険制度の特別措置 45億円

東京電力福島第一原発の事故により設定された警戒区域などの住民の方について、介護保険の利用者負担や保険料の免除の措置を延長する場合に、保険者などの負担を軽減するための財政支援を行う。

※45億円の中には、他局計上分3億円を含む。

(参考)【介護関係基金の延長について】

1. 介護基盤緊急整備等臨時特例基金について

24年度末までとしていた実施期限を25年度末まで再延長。

(1) 対象事業

- ①介護基盤の緊急整備特別対策事業
- ②既存施設のスプリンクラー等整備特別対策事業
- ③認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業
- ④既存の特別養護老人ホーム等のユニット化支援事業
- ⑤介護基盤復興まちづくり整備事業
- ⑥地域支え合い体制づくり事業
- ⑦介護などのサポート拠点に対する支援

(2) 予算措置について

ア 24年度経済危機対応・地域活性化予備費により措置済み

- ①介護基盤の緊急整備特別対策事業 (341億円)
- ②既存施設のスプリンクラー等整備特別対策事業 (50億円)
- ③認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業 (5億円)

イ 25年度予算案に計上

- ⑦介護などのサポート拠点に対する支援 (23億円)

2. 介護職員処遇改善等臨時特例基金について

・ 施設開設準備等特別対策事業

24年度経済危機対応・地域活性化予備費により25年度までの所要額(117億円)を措置した上で、24年度末までとしていた実施期限を25年度末まで再延長。